

業務執行理事業務分担規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事センター定款第31条第3項の規定に基づき、業務執行理事の業務分担等について必要な事項を定めるものとする。

(業務分担)

第2条 業務執行理事の業務分担は、次の区分によるものとする。

業務執行理事	業務分担
理事長	(1) 会長及び副会長を補佐し、主として総務部、業務部及びビル事業部に属する業務を執行する
常務理事	(1) 会長及び副会長を補佐し、主として企画研究部に属する業務を執行する

(その他業務処理)

第3条 いずれか一方の業務執行理事に事故があるとき又は欠けたときは、その分担業務を他の業務執行理事が担任する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。